

訪問診療における意思決定支援を必要とする方への対応

～ハートネットホスピタルの利用を含めて～

実際の医療・介護連携でハートネットホスピタル（以下、HNH）を利用する場合は、基本的に診療が行われていることを前提としている。しかしながら、意思決定支援を要する患者さんの場合、訪問診療の開始の段階から関連することが想定されるため、訪問診療の開始についての同意の部分から資料を作成している。

まず、訪問診療の開始に際しての診療報酬点数表 C001 の（注）において、「在宅で療養を行なっている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合」が訪問診療の開始についての算定条件とされているが、同意を得ることが難しい場合は、意思決定支援会議の記録が同意書の代わりを担うことになる。

この訪問診療の開始における意思決定支援会議の進め方については、資料 1) および 2) を参照し、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの 3- (3) 判断能力が不十分で、成年後見人制度を利用していない場合の入院医療計画の取り扱いに準じて行う。会議の詳細については以下に記すが、公平性を担保できるメンバーで行い、意思決定の支援の必要性、訪問診療の必要性の確認と個人情報の取り扱いについての確認を行うことになる。

ここでの意思決定支援会議の流れについては、手順を踏んだ内容としているが、訪問診療と HNH の利用について一括して意思決定支援を行うことも可能と思われる。

実施に際しては、本人が理解できるようわかりやすく説明を行うとともに、家族、ケアマネ、相談支援専門員や友人・知人など、本人の身の回りの人で、本人の入院診療についての説明に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認した上で情報提供を行う。

また、説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、家族等への説明を行うことで対応する。

なお、説明できる家族等がいなくは、本人への説明を試みた上で、その旨をカルテに記載することで対応する。

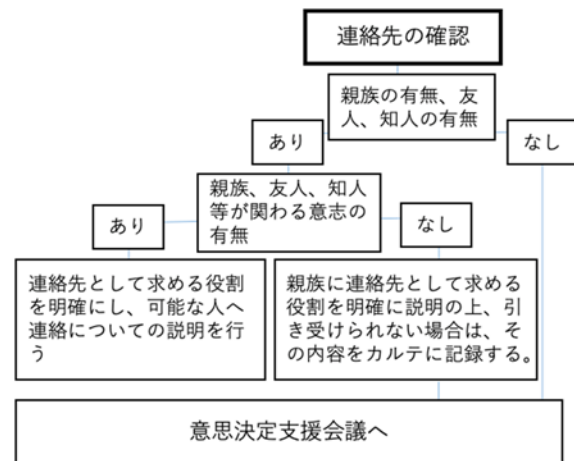


図 1. 資料 2) より一部改変

意思決定支援の方法としては、資料 3) の認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを参考に、意思決定支援チームによる会議を実施する。

1. 訪問診療について

(ア) 多職種による意思決定支援の会議について（かかりつけ医を含む、ケアマネ、地域包括支援センター専門職など、二人以上の複数人で実施）

- ① 開催日時・場所・参加者の記録
- ② 参加者には、主治医の他、ケアマネ、地域包括支援センター専門職など、医療機関とは直接関連しない施設の者で、訪問医療の必要性の判断が公正に行われたと判断できることが望ましい。

(イ) 訪問診療の必要性と意思決定が必要な状況の確認

- ① 病名および認知機能の状況など、意思決定支援の必要性の確認
- ② 訪問診療の必要性及び目的の確認
- ③ 個人情報の利用範囲として連携施設一覧（後方支援病院も含む）を確認
- ④ 個人情報保護に該当しない除外規定を除き、第三者への情報提供はおこなわないことの確認
- ⑤ 付記；遠方に親族がいる場合など、電話などで訪問診療の必要性について説明し、同意が得られている。または医療チームに判断を一任することを確認し、その旨を意思決定支援会議と経過録に記載

(ウ) 参加者の署名（電話、ウェブ会議の場合の持ち回り署名を認める）

(エ) 経過録に要旨を記載

補足；成年後見人は、身上監護の義務がないことから医療の同意書への署名の義務は負わない。ただし、患者の権利保護のために説明を聞く権利を有する。また、意思決定支援会議の後に成年後見制度の利用となった場合には、改めて成年後見人に経過の説明と訪問診療の継続について確認を行う。次項のハートネットホスピタルでは後見人の署名を認めている点が異なる。

2. 次に、HNH の利用についての意思決定支援について

(ア) 訪問診療の（ア）に準じる

(イ) HNH の利用についての意思決定支援

- ① 利用目的として、訪問診療に基づき訪問診療における多施設連携の必要

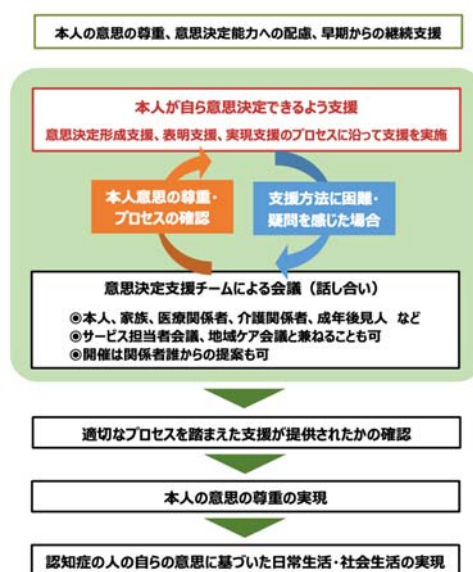


図 2. 資料 3) より

性の確認と情報共有の手段として、従来の文書、電話、FAX などに加え、HNH を利用することによる有益性の確認

- ② 個人情報の利用範囲として連携施設一覧（後方支援病院も含む）を確認
- ③ 個人情報保護に該当しない除外規定と EMS の利用を除き、第三者への情報提供はおこなわないことの確認
- ④ HNH の利用について本人の信条・価値観に反しないことの確認

(ウ) 参加者の署名（電話、ウェブ会議の場合の持ち回り署名を認める）

(エ) 経過録に要旨を記載

(オ) HNH 患者同意書（在宅医療用；様式第 4 号の 3）の代理人署名欄にかかりつけ医が自著し、続柄にかかりつけ医と記載、備考欄に○月○日の意思決定支援会議で合議した旨を記載。

補足；成年後見人がいる場合、ハートネットホスピタルの利用について意思決定支援会議の結果をもとに主治医が署名するか、あるいは従来通り成年後見人の署名で利用を開始する方法が選べることになる。

資料

- 1) 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について(通知) <https://www.mhlw.go.jp/content/000516178.pdf>
- 2) 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>
- 3) 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000562767.pdf>